

議案第 27 号

北九州市電気工作物保安規程の一部改正について

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 以下の省令の改正に伴い、北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する必要があるため、この訓令案を提出する。

①電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令に伴い、サイバーセキュリティの確保の事項を追加する必要があるため、記載を加えるもの。

②電気事業法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、「法定事業者検査」が「法定自主検査」に改められたため、規程内の用語についても改めるもの。

北九州市電気工作物保安規程の一部改正について（概要）

1 改正理由・改正の目的

- (1) 令和4年6月10日付け、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第51号）に伴い、サイバーセキュリティの確保の義務づけの対象が全ての事業用電気工作物に拡大。北九州市電気工作物保安規程（昭和42年北九州市教育委員会訓令第1号以下「規程」という。）についてもサイバーセキュリティ確保の事項を追加する必要が生じたため、記載を加えるもの。尚、サイバーセキュリティ確保のための要綱（以下「別に定める基準」とする。）は施設毎に定め運用する。
- (2) 令和4年12月14日付け、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第96号）に伴い、「法定事業者検査」が「法定自主検査」に改められたため、規程内の用語についても改めるもの。

2 改正内容

- (1) サイバーセキュリティの確保に係る規定の追加
第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。
（サイバーセキュリティの確保）
第22条 施設の長は、別に定める基準により、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な措置を講じなければならない。
- (2) 用語の改め
第18条中「法定事業者検査」を「法定自主検査（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条第3項第8に規定する法定自主検査をいう。以下同じ。）」に、「もとに」を「下に」に改める。
第19条中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改める。

3 施行期日

公表の日（関連法令が既に施行されているため）

北九州市訓令第 号

北九州市教育委員会訓令第 号

庁中一般

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

北九州市長 武内和久

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北九州市電気工作物保安規程（昭和42年北九州市訓令第7号
北九州市教育委員会訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改め、同条中「法定事業者検査」を「法定自主検査（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条第3項第8号に規定する法定自主検査をいう。以下同じ。）」に、「もとに」を「下に」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改める。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第22条 施設の長は、別に定める基準により、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な措置を講じなければならない。

付 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

北九州市電気工作物保安規程新旧対照表

新	旧
<p>(法定自主検査の実施体制)</p> <p>第18条 <u>法定自主検査</u> (電気事業法施行規則 (平成7年通商産業省令第77号) <u>第50条第3項第8号に規定する法定自主検査をいう。以下同じ。</u>) を行う場合は、主任技術者の指導及び監督の<u>下</u>に必要な実施体制を定めなければならない。</p> <p>(法定自主検査の記録の保存)</p> <p>第19条 <u>法定自主検査</u>の結果の記録は、法令の定めるところにより、保存しなければならない。</p> <p>(サイバーセキュリティの確保)</p> <p>第22条 <u>施設の長は、別に定める基準により、サイバーセキュリティ (サイバーセキュリティ基本法 (平成26年法律第104号) 第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。) の確保のための適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(細則)</p> <p>第23条 略</p>	<p>(法定事業者検査の実施体制)</p> <p>第18条 <u>法定事業者検査</u>を行う場合は、主任技術者の指導及び監督の<u>もと</u>に必要な実施体制を定めなければならない。</p> <p>(法定事業者検査の記録の保存)</p> <p>第19条 <u>法定事業者検査</u>の結果の記録は、法令の定めるところにより、保存しなければならない。</p> <p>(細則)</p> <p>第22条 略</p>